

議案第14号

総社市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める条例の一部改正について

総社市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年総社市条例第28号）の一部を次のとおり改正する。

令和5年2月28日提出

総社市長 片岡 聡 一

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、懲戒に関する規定を削除する必要があるため、関係条文の整備を行おうとするものである。

総社市条例第 号

総社市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

総社市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年総社市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
第27条 <u>削除</u>	<u>（懲戒に係る権限の濫用禁止）</u> 第27条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。 <u>以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

